

報 第 1 2 号

専決処分報告について
(入湯税条例の一部を改正する条例)

本市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和7年(2025年)5月21日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

専第11号

入湯税条例の一部を改正する条例の制定について

本市入湯税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年（2025年）3月28日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市入湯税条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市入湯税条例（昭和32年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県柏崎市入湯税条例（昭和32年7月1日条例第25号）

改正後	改正前
<p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第7条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに次の各号に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合には、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者には、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2) • (3) (略)</p>	<p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第7条 鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営開始の日の前日までに次の各号に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合には、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者には、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2) • (3) (略)</p>